

鳥取県人工授精助成金のお知らせ

【お願い】 この助成金の交付申請をお考えの方は、このチラシをよくお読みいただき、ご不明な点や疑問点等ありましたら、必ず裏面記載の申請・問い合わせ先に御連絡ください。

***申請時期等によっては、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。**

内 容

この助成金は、人工授精（保険適用の治療を除く）に要する費用の一部を助成します。

対 象 者

次のすべてに該当する方とします。

- 1 法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦であって、夫婦のいずれか一方又は両方が鳥取県内にお住まいの方。
- 2 本年度中（4月1日～翌年3月31日）に産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関で、人工授精による不妊治療（第三者からの精子の提供による人工授精を除く。）を受けた方。（※助成金交付は年度単位です。）

助成金額について

治療日の妻の年齢が35歳未満の場合

人工授精に要した費用の7/10を、1年度あたり14万円まで、通算2年度まで助成します。

治療日の妻の年齢が35歳以上の場合

人工授精に要した費用の1/2を、1年度あたり10万円まで、通算2年度まで助成します。

（※ただし、不妊症の検査や保険適用の治療 及び、入院費、食事代、精子の凍結や管理に関する費用は対象外）

申請から交付まで

1 申 請

以下の書類を、裏面に記載の「申請・問合せ先」までご提出ください。

【 提出書類 】

チェック欄	提出書類	備 考
<input type="checkbox"/>	①鳥取県人工授精助成金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）	申請者が記入 ※申請者は夫と妻のどちらでも良いですが、原則、口座名義人と同じ方としてください。
<input type="checkbox"/>	②鳥取県人工授精助成事業受診証明書（様式第6号）	医療機関に記載を依頼してください
<input type="checkbox"/>	③人工授精に係る領収書の写し	医療機関が発行（原本をコピーしてください） ※②の受診証明書に領収年月日と合計金額が記載されていますので、提出漏れがないよう、ご確認ください。
<input type="checkbox"/>	④夫及び妻の住民票 （「続柄」及び「筆頭者」の記載があり、かつ「個人番号（マイナンバー）」の記載がないもの）	市町村役場が発行（発行日から3ヶ月以内のもの） ※夫婦が別の住所に居住している等、住民票では夫婦関係の確認ができない場合は、以下の提出も必要です。 法律婚の場合：戸籍抄本（又は謄本） 事実婚の場合：⑤事実婚関係に関する申立書及び戸籍謄本（重婚がないことの確認） ※国籍要件はありませんが、外国人の方は「外国人登録原票記載事項登録証明書」（又は住民票）が必要です。
<input type="checkbox"/>	（該当の方のみ） ⑤事実婚関係に関する申立書（様式第12号）	両人が必ず自署することで申立書とみなすこととします

2 助成の交付決定・助成金の交付

申請書等の関係書類を審査の結果、適当と認める場合は交付決定し、助成金を口座振込みで交付します。

申請期限

※申請期限を過ぎたものは申請できません。

治療終了日	申請期限 (必着)
令和3年4月1日～令和4年1月31日	令和4年3月31日 (木) の正午まで
令和4年2月1日～令和4年3月31日	令和4年5月31日 (火) の午後5時15分まで

※助成金は原則として、人工授精をされた年度内(4月1日から翌年3月31日まで)に申請をしてください。

例外的に、2月1日から3月31日までに実施した人工授精については、翌年度の5月31日まで申請できますが、その場合は、申請した年度の助成としてみなされますので予めご了承ください。

申請・問合せ先

申請窓口は、居住地を管轄している各保健所です。

お住まいの地域	機関名	住所	番号
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所 倉吉保健所	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	☎ 0858-23-3143
	健康支援総務課 健康長寿担当		FAX 0858-23-4803
米子市、境港市 西伯郡、日野郡	西部総合事務所 米子保健所	〒683-0802 米子市東福原1-1-45	☎ 0859-31-9319
	健康支援総務課 健康長寿担当		FAX 0859-34-1392

鳥取市、岩美郡、八頭郡にお住まいの方の申請先は鳥取市です。

機関名	住所	番号
鳥取市保健所 健康・子育て推進課 子育て支援係	〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 (駅南庁舎1階)	☎ 0857-30-8584 FAX 0857-20-3965

*申請様式や提出書類は、鳥取市の定めによります。詳しくは直接お問い合わせください。

Q&A よくある質問

Q1 人工授精を複数回行った場合は、まとめて申請ができますか。

A1 できます。ただし、受診証明書に記載されている治療のうち、一番初めの人工授精を行った年度内(3月末まで)に申請してください。

例) 令和4年1月までの治療は、令和4年3月末までに申請されると、令和3年度に行った助成となります。令和4年2月～3月に行った治療は、令和4年5月末まで申請できますが、その場合は、令和4年度に行った助成とみなします。

Q2 1年度あたりの申請回数に制限はありますか。

A2 ありません。年度内の助成額が合計14万円(35歳以上の方は10万円)になるまでは、助成が受けられます。

Q3 通算2年度は連続していなければいけませんか。

A3 連続している必要はありません。助成を受けた年度を1年度とカウントします。

Q4 『体外受精・顕微授精』といった不妊治療や、『不妊検査』には助成はありませんか。

A4 体外受精・顕微授精、不妊検査についても助成していますので、詳細は上記申請・問合せ先へお問合せください。

Q5 『特定不妊治療(体外受精・顕微授精)』や『不妊検査』の申請を同時に行う場合、住民票はそれぞれの申請分必要ですか。

A5 一部のみで結構です。